

奈良県風致地区条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十八号

奈良県風致地区条例を廃止する条例

奈良県風致地区条例（昭和四十五年三月奈良県条例第四十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中二十五の項を削り、二十六の項を二十五の項とし、二十七の項から三十一の項までを二十六の項から三十の項までとする。